新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

令和5年1月 改正

富山県融資制度

ビヨンドコロナ応援資金

取扱期間 令和3年 4月1日 から 令和5年 3月31日まで

全国統一保証制度「伴走支援型特別保証」に、独自の保証料補助を上乗せした富山県融資制度です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むことを支援します。

改正のポイント

- SN５号利用時の要件を緩和（売上高減少要件を撤廃）
- 一般保証利用時の要件を拡充（利益率の減少も対象）
- 100%保証となる借換の対象を拡充（詳細は裏面「保証割合」をご覧ください）

制度の特徴

- 保証料 負担ゼロ（国及び県からの補助により、当初保証料の負担が実質ゼロとなります）
- 最長10年の借入・5年間の据置が可能
- 一般保証枠、セーフティネット保証(SN)保証枠、いずれも利用可能！
- 金融機関からの継続的なフォローアップ

詳しくは裏面をご覧ください

お問合せ

中小企業を支える身近なパートナー

富山県信用保証協会 創業・経営支援課 保証課

〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル内

TEL 076-423-3171（代表）

https://www.cgc-toyama.or.jp

制度概要（赤字は今回改正部分）

制度名	全国統一保証制度　伴走支援型特別保証	富山県　ビヨンドコロナ応援資金
申込人資格要件	次の（１）から（３）のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。 （１）【ＳＮ4号】…セーフティネット（以下SN）保証4号の認定を受けている。 （２）【ＳＮ5号】…SN保証5号の認定を受けている。 （３）【一般保証】…次の①または②ⅰからⅵのいずれかに該当する。 ①最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している。 ②ⅰ最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⅱ最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⅲ直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⅳ最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。 ⅴ最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。 ⅵ直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。	
保証限度額	1億円	
保証割合	SN４号：全部保証（100%保証）　SN5号・一般保証：責任共有対象（80%保証） ※責任共有制度の対象外となる既往借入金（100%保証）を、SN５号又は一般保証で借り換える場合（既往借入金の範囲内の額に限る）は、責任共有制度の対象外（100%保証）となる。 ※令和2年2月1日から令和3年12月31日（危機関連保証指定期間）に保証申込受付をし、かつ貸付実行したSN５号利用の既往借入金（80%保証）を、SN４号で借り換える場合（既往借入金の範囲内の額に限る）は、100%保証となる。	
対象資金	申込人資格要件（1）及び（2）：経営の安定に必要な事業資金（運転資金・設備資金・借換資金） 申込人資格要件（３）：事業資金（運転資金・設備資金・借換資金） ※借換の対象については信用保証協会にお問い合わせください。	
対象金融機関	約定締結金融機関	県内の約定締結金融機関
貸付形式	証書貸付又は手形貸付	証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率	年1.25%以内
返済方法	一括返済又は分割返済	
保証期間	分割返済：10年以内（据置期間5年以内）　一括返済：1年以内	

保証料率

申込人資格要件（1）及び（2）：借入金額に対し0.85%　（経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%）
申込人資格要件（3）：経営状況等に応じ、下表に定める料率を適用（経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せ）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外料率（%）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用されません。

保証料補助

【ビヨンドコロナ応援資金】
保証料負担相当額の県補助がありますので、事業者負担はゼロになります。
【伴走支援型特別保証】
申込人資格要件（1）及び（2）：0.65%相当の額（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）の国補助がありますので、事業者は一律0.2%相当の負担となります。
申込人資格要件（3）：保証料区分に応じて、下表の補助（%）欄に記載の率（経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せ）に相当する額の国補助がありますので、事業者は、0.20%～1.15%の負担となります。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象補助（%）	0.75		0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
責任共有対象外補助（%）	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30

※条件変更保証料は補助対象外です。

担保	必要に応じて徴求することとする。	
保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。 【経営者保証免除対応】次の（1）及び（2）を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。 （1）令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 （2）法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。	
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が**保証申込を受け付けた**もの。	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに**融資実行**されたもの。

添付書類

	申込人資格要件	
	(1) 及び (2)	(3)
SN認定書	○	-
経営行動計画書(※項目に変更有り)	○	○
売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書（要件に対応するもの）	-	○
経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）	○	○
県利用申込書（ビヨンドコロナ応援資金の場合）	○	○

富山県　富山県信用保証協会